

令和6年第3回名取市国民健康保険運営協議会会議録

令和6年第3回名取市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和6年10月10日(木)	
	開 会	午後1時30分
	閉 会	午後2時43分
場 所	名取市役所 議会棟3階第3・4委員会室	
出席委員	10番 会 長	近江 明
	1番 委 員	片山 洋子
	2番 委 員	酒井 康雄
	3番 委 員	昆布谷 あけみ
	4番 委 員	太田 裕子
	7番 委 員	高橋 仁志
	8番 委 員	加茂 雅行
	9番 職務代理者	相澤 喜美
	11番 委 員	柳沼 梢
	12番 委 員	川村 米子
欠席委員	5番 委 員	金澤 義彦
	6番 委 員	佐々木 英彦
説明のため 出席した者	健康福祉部長	安倍 卓
	保険年金課長	米本 博喜
	保健センター所長	安部 久美子
	税務課長	尾形 充
事 務 局	保険年金課長補佐	松原 美佳
	国民健康保険係長	小林 亜沙美
会議録署名委員	7番 委 員	高橋 仁志
	8番 委 員	加茂 雅行
諮問事項	諮問第1号 名取市国民健康保険税条例の一部改正(案)について	
報告事項	報告第1号 名取市国民健康保険条例の一部改正について	
その他	マイナ保険証利用登録の解除について	

午後1時30分 開 会

資料の確認等	次第と諮問第1号、報告第1号、その他をホチキス留めした資料 1部 委員名簿と国民健康保険運営協議会規則の両面印刷 1枚 諮問第1号の補足資料 2枚
公開・非公開の別	一部非公開 公 開…報告第1号、その他 非公開…諮問第1号 非公開理由…名取市情報公開条例第10条第5号に該当するため。
傍聴人の数	0人
	1 開 会
会議成立の報告	委員定数12人中10人出席により本会議は成立していることを報告。 (運営協議会規則 第3条第2項の規定による)
会議録の形式	要点筆記
会議議長	運営協議会規則第3条第1項により議長は近江会長となる。
近江会長	2 会長挨拶 3 会議録署名委員の指名 7番 高橋 仁志 委員 8番 加茂 雅行 委員
諮問事項	4 議 事 (1) 諮問事項 【諮問第1号 名取市国民健康保険税条例の一部改正(案)について】
事務局	「諮問第1号」資料により、説明をなした。
	【質疑応答】
職務代理	(1) 補足資料の資料②で介護納付金課税分について、今回は改正対象としないという説明について詳しく願います。

	(2) 予算編成について、今後、所得自体が上向きになる予測や巷では物価上昇もあるので、その辺を考慮されているのか、お聞きしたい。
事務局	(1) 宮城県で参考値として提示している標準保険料率（別名「理論値」。事業費納付金を国民健康保険税だけで納めるとした場合の必要な税率）と名取市の税率と比較すると、医療分と支援金分が理論値より低いのに対し、介護分は理論値と大差ないため、今回は据え置きとした。
事務局	(2) 物価上昇分は見通しが立たないため、現行の状態での試算になっている。国保は自営業や無職の方、あるいは高齢で退職された方が大部分を占めるので、賃金上昇が税収入にはね返るか微妙であり、税収入が上がっても医療費も同じく上がると思うので、足りない状況は変わらないと考える。 今までは数年スパンで想定していたが、今回はコロナによる想定外の医療費の上下や、被保険者数の想定以上の減少で、将来を長期スパンで読むことが難しくなっている。令和7年度は必要最低限の率で考えているが、8年度以降に関して予測するのは、今の段階では難しい。
職務代理	物価の関係、賃金関係は、これまでのパターンだと上向きというよりもほとんど横ばいだったので、そういう見方でずっと試算してきたと思うが、今後に向けては増収という観点も考慮した中で試算いただきたい。
委員	負担額増の理由はやむを得ないということを承知しているが、被保険者にとっては、いささか唐突な感じがすると思う。 (1) 被保険者に、どのような形で今後広報される予定なのか。 (2) 広報に際し、補足資料の表2で医療費の急激な上昇という説明があったが、令和元年や令和2年で医療費が下がっているのは、コロナによる受診抑制が大きな要因なので、令和元年から急激に上昇しているという評価には無理がある。要望として説明の際には、コロナによって受診が抑制されているという要素を入れていただきたい。 (3) 国保税収入が減っている原因は、度重なる減税だと説明があったが、減税の減税主体は国で、国が税率を下げているということによろしいか。
事務局	(3) 国保税に関しては市で税率を決め、負担を減らそうと市で税率を下げてきたところである。

委 員	名取市が決めて税を下げていたことが原因で今回の増税に繋がったという説明になるのか。それをどのような形で市民に説明するか広報の方法が適正でないと、ここで審議している我々の責任になりかねない。どのような形で広報するのかをお聞かせいただきたい。
事 務 局	(1) 実際には12月の議会で正式に認められ次第、広報を進めていくことになるが、広報の手法については、この税率が反映される来年7月までの間に回数を重ねるなり、手段を増やすなど対応していきたい。 (2) 令和3年度以降のコロナの受診控えの反動については、コロナはイレギュラーな状況であり説明は必要であるので、医療費の説明に項目として入れていきたいと考えている。 (3) 減税は被保険者の負担を軽減したいという考えからであり、下げることができた理由は財政調整基金の金額に余裕があり、税率を下げた不足分を財政調整基金で補ってきたからである。しかし、財政調整基金の残高も減り運用が難しくなったので、今回の税率改正で、財政調整基金頼みの運営から、毎年必要な額を補っていく運営へシフトしていくことを考えたい。
委 員	よくわかった。多分議会の承認前提というのを含んでいるところだと思うので、現時点から広報の方法については、きめ細かな準備を要望したい。
会 長	議会に対する説明が、住民に対する説明と併せて、今回の内容でいいのか、考えていただきたい。
事 務 局	この運営協議会に先立ち、議員には9月4日の議員協議会で1度お示ししている。その際にも様々な意見をいただいたが、12月の議会においても議員から質問等があるので、改めてわかりやすい説明をしていく。
事 務 局	諮問機関である協議会にかける前に議員に説明をして、ある程度の理解を経た上で、諮問をして答申をいただき、正式に12月の議会にかけるという手順であるため時間がかかっている。なるべく早めに現状を周知していくべきというのはご指摘の通りだと思う。
会 長	そうすると第2回の運営協議会のときに、本来は出すべきところ、議会の説明のために、遅らせたということか。

事務局	委員会に諮問し答申をいただいてからに議員に報告するのは問題がある。手順を踏むとその間、時間がかかる。
諮問事項	諮問第1号「名取市国民健康保険税条例の一部改正（案）について、その内容は妥当であると答申することに異論は出ず、全員一致で決定した。 なお、答申書の作成は、会長に一任とする。
報告事項	報告第1号「名取市国民健康保険条例の一部改正について」
事務局	「報告第1号」資料により、説明をなした。 【質疑応答】（なし）
その他	「マイナ保険証の利用登録の解除について」
事務局	「その他」資料により、説明をなした。 【質疑応答】（なし）
事務連絡	◆こくほ健康フォーラム21について（11/6開催） 事前に参加申込をされた委員に案内通知を本日配布。 開催当日は集合時間まで来ること、欠席の場合は担当への連絡を依頼。 ◆国民健康保険運営協議会委員の任期満了に伴う今後の予定について 現委員任期：令和7年2月10日まで 今後のスケジュール 12月～1月：関係機関・団体に文書で委員の推薦を依頼する ※その後、推薦された新委員に運営協議会委員の委嘱通知を送付 委嘱状交付：来年の初回運営協議会の開催日に行う。

5 閉会

午後3時37分 閉会

ここに、会議の顛末を記録し、その正当性なることを証するために、
ここに署名する。

令和6年10月10日

会 長

近 江 明



署名委員

高橋 仁志

印



署名委員

加茂 雅行

印



